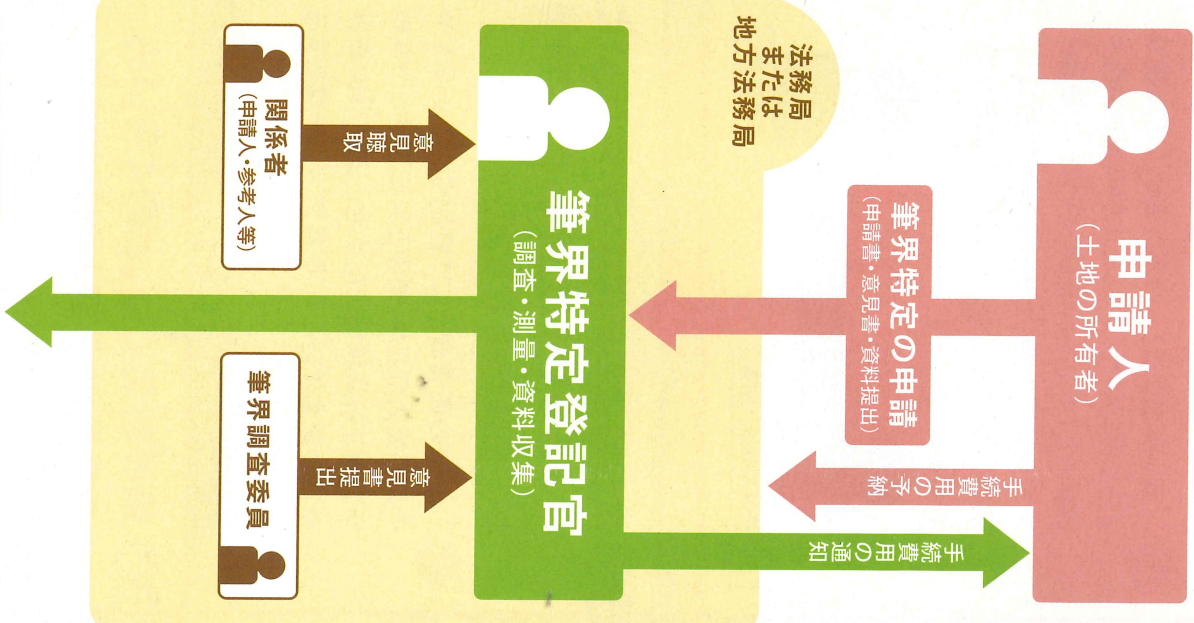


筆界特定制度についてのお問い合わせ先

局 名	電 話 番 号
東京 法 務 局	03-5213-1407
横浜 地方 法 務 局	045-641-7461 (代)
さいたま 地方 法 務 局	048-851-1037
千葉 地方 法 務 局	043-302-1372
水戸 地方 法 務 局	029-227-9922
宇都宮 地方 法 務 局	028-623-0919
前橋 地方 法 務 局	027-221-4428
静岡 地方 法 務 局	054-254-3555 (代)
甲府 地方 法 務 局	055-252-7174
長野 地方 法 務 局	026-235-6642
新潟 地方 法 務 局	025-226-0952
大 阪 法 務 局	06-6942-1494
京都 地方 法 務 局	075-231-0131 (代)
神戸 地方 法 務 局	078-392-1896
奈良 地方 法 務 局	0742-23-5540
大津 地方 法 務 局	077-522-4671 (代)
和歌山 地方 法 務 局	073-422-5165
名古屋 法 務 局	052-952-8111 (代)
津 地 方 法 務 局	059-228-4328
岐阜 地方 法 務 局	058-245-3510
福井 地方 法 務 局	0776-22-4975
金沢 地方 法 務 局	076-292-7810 (代)
富山 地方 法 務 局	076-441-6392
広 島 法 務 局	082-228-5127
山口 地方 法 務 局	050-3381-8669
岡山 地方 法 務 局	086-224-5729
鳥取 地方 法 務 局	0857-22-2258
松江 地方 法 務 局	0852-32-4222
福 岡 法 務 局	092-721-4575
佐賀 地方 法 務 局	0952-26-2453
長崎 地方 法 務 局	095-820-5937
大分 地方 法 務 局	097-532-3342
熊本 地方 法 務 局	096-364-2224
鹿児島 地方 法 務 局	099-259-0695
宮崎 地方 法 務 局	0985-22-5124 (代)
那覇 地方 法 務 局	098-854-7952
仙 台 法 務 局	022-225-5752
福島 地方 法 務 局	024-534-2048
山形 地方 法 務 局	023-625-1358
盛岡 地方 法 務 局	019-624-9855
秋田 地方 法 務 局	018-862-1442
青森 地方 法 務 局	017-776-9042
札 幌 法 務 局	011-709-2311 (代)
函館 地方 法 務 局	0138-23-9529
旭川 地方 法 務 局	0166-38-1145
釧路 地方 法 務 局	0154-31-5027
高 松 法 務 局	087-821-6191 (代)
徳島 地方 法 務 局	088-622-4171 (代)
高知 地方 法 務 局	088-822-3519
松山 地方 法 務 局	089-932-0888 (代)

筆界特定の申請やご相談につきましては、お近くの
法務局または地方法務局までお問い合わせください。

筆界特定制度の流れ



筆界特定

(公告・通知)

筆界をめぐるトラブルを解決

筆界特定 制度

土地の境界トラブルでお困りではありませんか？
土地の筆界をめぐるトラブルを解決する制度として、
「筆界特定制度」があります。

筆界はどこ？

ここだと
思うんだけどなあ。

法務局に
相談してみようか。

法務省

Q 1

「筆界」って何ですか。



A 「筆界」とは、土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線であり、所有者同士の合意などによって変更することはできません。

これに対し、一般的にいう「境界」は、筆界と同じ意味で用いられるほか、所有権の範囲を画する線という意味で用いられることがあり、その場合には、筆界とは異なる概念となります。筆界は所有権の範囲と一致することが多いですが、一致しないこともあります。

Q 2

筆界特定制度とは、どのような制度ですか。

A 筆界特定制度は、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。

筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、筆界をめぐるトラブルを迅速に解決することができます。

Q 3

筆界特定において、筆界はどのようにに特定されるのですか。

A 筆界調査委員という専門家が、これを補助する法務局職員とともに、土地の実地調査や測量などさまざまな調査を行った上、筆界に関する意見を筆界特定登記官に提出し、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて、筆界を特定します。



Q 4

筆界特定の申請は、誰が行うことになるのですか。また、どこに申請したらよいのですか。

A 土地の所有者として登記されている人やその相続人などが、対象となる土地の所在地を管轄する法務局または地方法務局の筆界特定登記官に対して、筆界特定の申請をすることになります。

Q 5

筆界特定には、どのくらいの手数料が必要となりますか。

A 申請の手数料は、土地の価格によって決まります。たとえば、申請人の土地とその隣の土地の価格の合計額が4,000万円である場合には、申請手数料は、8,000円になります。

Q 6

手数料以外に費用が必要となりますか。

A 手続の中で、測量が必要となる場合があります。そのときには、申請人が測量費用を負担する必要があります。

Q 7

法務局から「筆界特定の申請がされた旨」の通知が届きました。どうすればよいでしょうか。

A お隣の方が筆界特定の申請を行ったことをお知らせする通知です。必要に応じて、法務局から連絡がありますので、ご協力をお願いします。



筆界特定の申請やご相談につきましては、お近くの法務局または地方法務局までお問い合わせください。